

索引

IKA フォーミュラ カイト コースレーシング 競技

1 章—施行/管理

A 項—総則

A.1 言語

A.2 略語

A.3 権限と責務

A.4 クラスの管理

A.5 ワールドセーリング ルール

A.6 クラス ルールの変更

A.7 クラス ルールの改定

A.8 クラス ルールの解釈

B 項 カイトボード/エキップメントの適格性

B.1 ライセンスを受けたマニファクチャー

B.2 カイトの識別

B.3 艇体(ハル)の識別

B.4 競技会でのインスペクション

2 章 要件と制限

C 項 レースでの必須条件

C.1 総則

C.2 競技者(クルー)

C.3 個人の装備

C.4 ポータブルエキップメント

C.5 識別

C.6 広告

C.7 艇体(ハル)

C.8 艇体(ハル)の付属装備

C.9 帆装(リギング)

C.10 カイト

D 項—艇体(ハル)

D.1 総則

E 項—艇体の付属装備

F 項—帆装 (リグギング)

G 項—カイト

G.1 総則

序章

IKA フォーミュラカイトクラスのルールは、カイトボードレース（フォーミュラカイト）

競技会で使用されるエキップメントの規制をする事を目的としてます

このルールの目的は異なる体重や体格の競技者が手ごろな価格で市販されてる

フォーミュラカイトとして認められたセーリングエキップメントを使用して

フェアな条件で競技出来る様にする事です クラスルールの制限内での

エキップメントの開発は推奨されてます

フォイルシステムとカイトは ライセンスを受けた製造業者によってのみ製造され

マスプロダクションの管理下で各アイテムが最高度の均一性を持つよう製造されます

製造されたエキップメントはクラスルールの C 項で許可される範囲でのみ変更が可能です

競技者(クルー/オーナー)は C 項のルールに従う責任が有る事を認識しておくべきです

競技中のエキップメントの使用を規定するルールは クラスルール C 項 ERS 1 章

RRS(セーリング競技規則)に含まれてます

チーム競技に於いても C 項の制限は各競技者に適用されます

この序章文はバックグラウンドインフォメーションで有り

IKA 国際カイトボーディング協会のクラスルールは次のページから正式に始まります

“注意事項”

クラスルールはクローズドクラスルールで有り (You May) で特に許可されてない限り

(You Shall Not) 許可されてない事を意味します

コンポーネント及びその使用に関しての定義は記述されてます

1 章—施行/管理

A 項—総則

A.1 言語.

A.1.1 クラスの公式言語は英語であり 翻訳の際に争議が有る場合は英語のテキストが優先される

A.1.2 ”Shall”は必須を示し”May”は許容を示す

A.1.3 見出し以外の文中で太字 (**Bold**) で印刷された用語は **ERS** の定義が適用され
イタリック体(*italics*)で印刷された用語は **RRS** の定義が適用される

A.1.4. 下線付き用語の定義

MAINTENANCE : 原形維持の為の作業 通常のサンディングと洗浄を補う為のもので予防と保全を含むが コーティング、潤滑加工,成型や接着は含まない

RIPAIR : 意図しない損傷後の原形回復の為の是正措置 成型や接着を含むがコーティングは含まない

A.2 略語

A.2.1 WS: World Sailing ワールドセーリング

MNA:WS Member National Authority ワールドセーリング加盟各国の団体

WSCA: World Saling Class Association ワールドセーリング認可のクラス協会

FK : IKA Formula Kite Class IKA フォーミュラカイトクラス

IKA : International Kiteboarding Association 国際カイトボーディング協会

NCA: National Class Association 各国のクラス協会

RRS: Racing Rules of Sailing セーリング競技規則

ERS: Equipment Rules of Sailing セーリング装備規則

A.3 権威と責務

A.3.1 当クラスの国際的権威は “World Sailing.” でありクラスルール事項に付いて IKA に協力する

A.3.2 World Sailing 及び IKA とその代表者はクラスルールの関しての法的責務は負わない

A.4. クラスの管理

A.4.1 当クラスは国際カイトボーディング協会によって管理される

A. 5 ワールドセーリングルール

A.5.1 当クラスルールは **ERS** と併せて読まれるべきである

A.6 クラスルールの変更

A6.1 当クラスの競技会では **RRS 89.1d—World Sailing Regulation 10.5(f)** が適用される
その他の競技会では **RRS 87** が適用される

A.7 クラスルールの改定

A.7.1 当クラスルールの改定は World Sailing の規定に従って承認される

A.8 クラスルールの解釈

A.8.1 当クラスルールの解釈は World Sailing の規定に従って行われる

B 項—カイトボード/エキップメンの適格性に関して

IKA FK カイトボードがレースでの使用に適格である為にはこの項のルールに適応している必要が有る

B.1 ライセンスを受けたマニュファクチャー（製造業者）

B.1.1 専門的な用語に関して

- (a) フォイルシステム：艇体に垂直方向へ揚力を生成しかつリーウエーを制御する機能を有するハル(カイトボード)の付属エキップメント C8 項に記載のマスト フロントウイング、フューズラージ、スタビライザーを含む
- (b) マスプロダクション エキップメント：一つのマニュファクチャーにより製造され少なくとも 100 個が同一生産ラインでマスプロダクションされているエキップメントでオリンピックサイクルの終了まで毎月 50 個の生産キャパシティーを持ちマテリアルと製造の仕様を均一とし性能と計測値の均一性が保たれている物で
2023.01.01 以降に登録された物

B.1.2 エキップメントの登録及びライセンスは IKA ビルダー契約及び登録手続きに従いオンラインで行われる www.kiteclass.org

B.1.3 エキップメントの適応期間に関わるタイムライン

B.1.3.1 2024 オリンピック クア Dreニウム(4年間)

- (a) 登録期間
申請締め切り日：2020.05.01
- (b) エキップメントの査定期間:2020.08.10 から 2022.02 迄
- (c) ライセンス期間：2022.03.01 から 2024.オリンピック競技の翌日迄

B.1.3.2 2028 オリンピック クア Dreニウム(4年間)

- (a) 登録締め切り
登録意志表示締め切り日 2024.02.15 UTC 12:00
申請書提出：締め切り日：2024.03.15 UTC 12:00
申請書承認：締め切り日：2024.06.01 UTC 12:00
タイムラインは諸事情により延長される事も有る
- (b) エキップメントの査定期間
期間の始まる日：2024 オリンピック競技終了日翌日(2024.08.12)から
締め切り日：エキップメントの選定は 2025.12 の予定

(c) ライセンス期間：

ライセンス期間：エキップメント選定 2025.12～

ライセンス終了日：2028 オリンピック競技終了日翌日

この期間サイクルは毎オリンピックごと継続する

B.1.4 エキップメントの適格性に関して

マスプロダクションのフォイルシステムとカイトは適格登録リストに掲載され認可された日付けが判明出来る物のみレースで使用出来ます

現行のルール B.1.4.(b)・(e)によって登録されたマスプロダクション エキップメントのリストは www.formulakite.com で閲覧出来ます

ルール 1.3.1(a)で定義された登録申請締め切り日に於いて全ての登録完了エキップメントはルール B.1.3.1(c)に定義に因るライセンス終了期間までレースで使用出来ます

現行のルール B.1.3.1(b)に定義されている査定期間が憂慮されルールの規定により登録エキップメントリストに適格期間の発足日が記載されている物がレースで使用が認められます

ルール B.1.3.1(b)に定義されてる査定期間が終了するまではルール B.1.3.1(a)に定義された登録申請締切日が優先され各当のエキップメントのみレースに使用できます

ルール B.1.3.1(c)に定義された“ライセンス期間”中はルール B.1.3.1(b)に定義されてるライセンス期間終了日迄はにクラスエキップメントライセンス方針に則りワールドセーリングを通しラセンスを受け選択されたモデルのみレースで使用出来ます

国内競技会及びユース競技会に於いてはすべての登録リストのエキップメントは適応日はルール B.1.3.1(b)の定義の適応期間発足日より優先され

レースに使用できる (ユース競技会とはルール C.2.3(c)に定義されている競技者に開かれた競技会の事を意味する)

エキップメントコントロールの処置と協定は 別途 ワールドセーリング、マニファクチャー クラス協会の合意により適応するものとする

B.2 カイトの識別

B.2.1 登録されたマスプロダクションカイトはマニファクチャーに因って IKA 登録プロダクションエキップメントの記章を表示しなければなりません

モデル名、サイズ、と製造番号はマニファクチャーによりカイトのミドルパネルのリーディングエッジもしくはトレーリングエッジ付近のボトムサイドに表示が必要です

2023.01.01 以降に登録されたカイトは IKA 登録プロダクションエキップメントの記章をミドルパネルのトレーリングエッジ付近に表示されてなければなりません

B.3 艇体(ハル)付属パーツの識別

- B.3.1 2019.12.31.以降に登録されたマスプロダクションのfoilシステムはマストのスターボードサイドに公式の IKA 登録プロダクションエキップメント記章を表示し マスト、フューズラージ、フロントウイング、スタビライザーに製造番号を表示しなければなりません
マニュファクチャーの製造番号の表示箇所はfoilシステムをハルから外す事無く判別出来る箇所に表示されなければなりません
ブランド名,モデル名、サイズ表記は製造番号と共にコード化されて表示しなければなりません
マニュファクチャーにより製造番号はクリアーコーティングで保護される事が望ましいです

B.4 競技会でのエキップメントインスペクション(用具検査)

- (a) RRS 87 に基づき競技者(クルー)はエキップメントのオーナーと見なされます
(b) 競技会でのテクニカル委員会の役割はクラスルールの遵守を確認する事です 検査員は必要と判断した場合 適切な検査方法を活用して検査を行い 規定された許容範囲を超える場合は World Sailing IKA, マニュファクチャーに報告し エキップメントの適法性について判断します

B.5 競技会での証明マーク

- B.5.1 競技者(クルー)が”レガッタエキップメントフォーム(登録書面)”で登録しなければならぬエキップメントには”イベントリミテーションマーク”が規定された位置にマーキングされなければなりません
B.5.2 マーキングされるアイテムの中には二箇所にマーキングがされる場合があります 一箇所は判読しやすい箇所に二箇所目は剥がれたり擦り切れたりしない箇所に成ります

2 章—要件と制限

競技者(クルー) エキップメント、とカイトボードはレース中、及びルールに規定された時間帯は 2 章のルールに従はなければなりません
問題が生じた場合は C 項の規定が優先されます
2 章のルールは ERS に定義されてる “クローズドクラスルール”です
エキップメントのインスペクション(検査)は特にこの項で変更されてない限り ERS に従って行われます

C 項 レースでの必須要件

C.1 総則

C.1.1 競技者個々へのエキップメントの制限

- (a) 1 個の艇体(ハル) 1 個の登録されたマスプロダクション フォイルシステム
及び最大 4 枚の登録されたマスプロダクションカイトのみが競技会で登録
出来ます 艇体 ,フォイルシステム, 及びカイトが紛失または修理不可能な
損傷を受けた場合、テクカル委員会の承認を得て交換出来ます
- (b) 1 個のマスト, 一個のフロントウイング、1 個のスタビライザー
1 個のフューズラージのみがフォイルシステムで使用出来ます
- (c) 下記のサイズ範囲に対し各 1 枚ずつ登録されたマスプロダクションカイトが
競技会に於いて登録でき使用出来ます
Large : Nominal Size of 15m or Bigger
Medium : Nominal Size of 11m to 15m
Small : Nominal Size of 11m or smaller
X-Small : Nominal Size of 9m and smaller
- (d) 2017.09.01 以降の世界選手権、各大陸選手権では IKA 登録プロダクション
記章が表示されてるカイトのみが使用出来ます
- (e) 登録マスプロダクションリストに計測数値が記載されたエキップメントのみ
がレースで使用出来ます

C.2 競技者(クルー)

C.2.1 制限

- (a) 競技者(クルー)は 1 名

C.2.2 会員資格

自国内及び国際レガッタに出場する競技者(クルー)は自国のクラス協会の
会員でなければなりません 自国にクラス協会が無い場合は IKA の
会員登録をしなければなりません

C.2.3 年齢区分

- (a) OPEN(オープン)：全ての年齢の競技者が対象
- (b) JUNIOR(ジュニア・U-17)大会開催年の 12.31 迄に 17 才の誕生日を迎えない男子、女子
- (c) YOUTH(U21)：ユース(U21) 21 才未満の男子と女子
大会開催年の(12.31)迄に 21 才の誕生日を迎えない者
- (d) MASTERS(35+)：大会開催日迄に 35 才の誕生日に達した男性と女性
- (d) GRAND MASTERS(45+)：大会開催日迄に 45 才の誕生日に達した男性と女性

C.3 個人の装備

C.3.1. 個人の装備はライセンスマニュファクチャーの製品である必要は有りません

C.3.2 安全の為と救命の装備

- (a) RRS 1.2 に従い条件を作成しました：RRS 40 が適用される場合、またはレース公示 や帆走指示書に指定されている場合を除き 競技者(クルー)は個人用浮力体を着用する必要は有りません
着用の指示が有る場合 個人用浮力体は少なくとも ISO 12402-5, USCG TYPE-III または AS 4758 レベル 50 の基準に適合する物を着用する必要が有ります
- (b) ヘルメット
 - (1) EN1385 または EN 1077 の基準を満たし 300cm² 以上の部分を水上で視覚で確認しやすい色で塗装されたヘルメットを水上では着用しなければなりません 但し着衣や装備を直す間はヘルメットは脱いでもかまいません
 - (2) 国旗の掲示
 - i. 国際競技会では競技者(クルー)は自国の国旗をヘルメットの両側に掲示しなければなりません この規定は国内競技会に於いては任意です(注) ヘルメットの図面は英文のルール原文で確認出来ます
 - ii. ヘルメットに掲示する 国旗の寸法は 80mm x 60mm で IKA によりデザインされた図柄で有る事とトリミングや表面のラップはしてはならない
- (c) フックナイフは水上では常にハーネスに安全に取り付けられてなければなりません

- (d) RRS 40 が適用され個人用浮力体を着用する場合を除き競技者(クルー)はインパクトベストを着用しなければなりません
インパクトベストとは胴体に着用する衣服で有り胴体を衝撃から保護する装備です
インパクトベストを浮力体として使用する際は C.3.2.に従い 2024.04.15 以降は少なくとも ISO 12402-5 , USCG TYPEIII, もしくは AS4758 レベル 50 の基準に適合する必要が有ります 2024.04.15.以降の競技会では水上での着用が義務付けられます

C.3.3 オプション(任意で選択出来る装備)

食料や体の保温の為の装備は携帯しても良い

- (a) ハーネスは真水で十分な浮力を持ちかつ RRS 50.1(b)の範囲内でかつ自重は 2.6 kg迄とする
- (b) 取り外し可能なセフティーリリース付のカイトリーシュ、
- (c) 各種浮力体, ジャケット , (帆走指示書の規定された) 浮力体の着用が適用された場合は ISO 12402-5(レベル 50)基準を満たした浮力体を着用しなければならない
- (d) 飲料容器、飲料は, RRS 付則 F 50.1(a)に適応した物
- (e) 電子式又は機械式 タイミングデバイス(タイマー等)
- (f) 心拍数モニター装置
- (g) 電子式又は機械式 方位計(コンパス)
- (h) カメラ 録画装置, 部品 / レース公示, 帆走指示書でルール変更いても良い
- (i) ホイッスル ISO 12402-8 の規格の物もしくは同等の物、競技者の安全確保の為

C.3.4 総重量

RRS 50.1(b)で許可された競技者の衣服及び装備品の総重量は 7.0kg を超えてはなりません この規定にはハーネス、飲料容器、衣類,の重量も含まれます

C.4 ポータブルエキップメント

- C.4.1 ポータブルエキップメントはラセンスマニファクチャーの製品である必要は有りません

C.4.2 オプション装備品

- (a) カメラ、録画装置及びその付属部品で艇体軽量時に取り外しが可能な物
レース公示,及び帆走指示書でこのルールは変更可能
- (b) その他の録画装置、追跡装置(Tracking/GPS)はレース公示及び
帆走指示書で使用が許可されてる場合に限り使用可
レース公示や帆走指示書で提供が公示されてる場合は
使用が義務付けられる事が有ります

C.5 識別

競技者は RRS F9 に従わなければなりません

C.6 広告

C.6.1 広告の制限

広告は World Sailing の広告規定に従って表示されなければなりません

C.6.2 個人の広告

2024.01.09 以降： 広告は G.3.1 で定義されたエリアには表示する事は
出来ません

C.6.3 広告の配置 (注)図面は英文のルールで確認出来ます

艇体の後方 30%のテールの両側のエリアはイベント広告の為のエリア
として確保されます エリアのサイズは 50cm x 10cm です

(注) 図面の赤色のエリアがイベント広告エリアです

C.7 艇体(ハル)

C.7.1 改造、メンテナンス、修理

- (a) 1 艇のいかなる艇体 (ハル) が使用可です
- (b) 改造、メンテナンス、修理、は許可なく行えます

C.7.2 メーカーマーク

C.7.3 WSCA 登録

各大陸選手権、世界選手権、オリンピック、及び他の主要競技会で
使用される艇体（ハル）は WSCA 登録ステッカーを表示
しなければなりません

C.7.4 国旗の表示

- (a) 国際大会に於いては 競技者は自国の国旗を艇体(ハル)のボトムの
前方の 1/3 の中央の幅が最も広い箇所に表示しなければなりません
C.6.2 の図面を参考にして下さい 国内大会に於いてはこの規定は
任意です

- (b) 艇体(ハル)に表示する国旗の大きさは直径 350mm で IKA が指定した
デザインによるものでトリミングやコーティングは不可
クラスルール C.6.2.の図面を参照の事

C.7.5 クラス記章

クラスの記章は直径 80mm で IKA の指定のデザインの物で
艇体(ハル)のボトムの中央ラインのマストトラックボックス
後方の 10 cm x10 cmのエリアに表示しなければなりません
トリミングやコーティングは不可

C.8 艇体(ハル)の付属物

C.8.1 総則

- (a) 1 体のフォイルシステムのみが艇体(ハル)に取り付けが許可されてます
- (b) 艇体(ハル)とフォイルシステムのマストの間のアダプターは任意です
アダプターの最下部と艇体(ハル)のボトム表面の最短距離は 125 mm
を超えてはなりません

C.8.2 寸法

フォイルシステムの最下部から艇体(ハル)表面の迄の最短距離は
500mm 以上でなければなりません

C.8.3 改造, メンテナンス、と修理

- (a) 艇体(ハル)の付属物はこれらのクラスルールで許可されている場合を除き
変更する事は出来ません
- (b) 日常のメンテナンスや修理は元の形状、特性、機能,を損なわない範囲で
行う事が出来ますが製造番号、ID 記章は読み取れる状態を保つ必要
が有ります
- (c) 既存のネジの穴は埋めてならず事は出来ますが 埋める材料がネジの穴から
溢れ出てフォイルシステムの表面に広がり出る事は許されません
- (d) フォイルシステム（マスト、フェーズラージ。フロントウイング
スタビライザー）各部位の接合部の隙間は埋めて均すことは許可されますが

埋める材料が隙間を超えて表面に広がってはなりません

- (e) フォイルシステムの各部位のピンホールは埋めて均す事は出来ます
- (f) マストヘッドはサンディングもしくはシム(ワッシャー等)を使用して艇体(ハル)とフィット(適合)させる事が出来き隙間を埋めて均す事も許可されてます 埋める材料が艇体(ハル)の表皮に溢れて広がってはいけません
- (g) フォイルシステムの取り付け具(ボルト,ワッシャー)同じサイズのものであれば違う仕様の物での交換は可能です
- (h) 2024.01.09 以降 フォイルシステムの部品間に使用されるシム,スペーサーは1点のみとし 厚みは1mmを超えてはいけません

C.8.4. WSCA 登録

各大陸選手権、世界選手権、オリンピック、及び主要競技会において使用するフォイルシステムマストには独自の登録番号を持つ WSCA 登録ステッカーを表示する事が義務づけされます
主要競技会は IKA Website にリストアップされてます

C.9 帆装(リギング)

C.9.1 バー (カイト操作ハンドルバー)

- (a) 使用するハンドルバーはマニファクチャーの指定は無く
任意で選んで良い
- (b) ハンドルバーは片手での操作でハーネスから切り離せる
クイックリリースシステムを備えている必要が有ります

C.9.2 ライン(フライングライン)

- (a) フライングラインの選択は任意で可能です
- (b) フロントラインはデイパワー装置を備えている必要が有ります

C.9.3 ブライダル (ブライダルライン)

- (a) 各競技会の4ヶ月前からメーカーのe・コマースシステム
(Web 通販等) 又は
一般の流通販売ルートで入手可能な任意のブライダルセットもしくは
B.1.3.1(a)に従って新たに登録されたカイトに装備されたブライダル
セットが使用出来ます
- (b) 日常のメンテナンスや修理は 元の特性や機能を損なわない範囲で
行う事が出来ます

C.9.4 ミキサー/ ライザー/ スピードシステム

各競技会の4ヶ月前からメーカーのe-コマースシステム(Web 通販等)
又は一般流通販売ルートで入手可能な任意のミキサー/ライザー/
スピードシステム もしくは B.1.3.1(a)従って新たに登録されたカイト
に供給されたシステムが使用出来ます

定義

スピードシステム/ライザー/ミキサーはカイトのキャンバーや
アングル・オブ・アタックを変える事が出来る装備
フライングラインとブライダルラインの結合部に取り付け
通常はブライダルラインとフライングラインのバックラインを
通じてハンドルバーエンドと繋がる

C.9.5 寸法の範囲

リギングの最下部（ハンドルバー）からブライダルライン スピード
システム/ミキサー迄の最大距離は 16000mm、最下部からカイトの
ブライダルアタッチメントポイント迄の最大距離は 25000mm、

最大直径 / 最少直径

フロントライン/ ----- / 1.2 mm

バックライン / ----- / 0.8mm

C.9.6 材料(フライングラインの素材)

- (a) フライングラインは“ダイニーマー” “スペクトラ” “HMPE” 等の
普及している素材で作らなければなりません
- (b) ブライダルは“アラミド”(ケブラー/テクノラ) “ダイニーマー”
“スペクトラ” HMPE 等の普及している素材で作らなければ
なりません

C.10 カイト

C.10.1 改造,メンテナンス、修理、

- (a) カイトはこれらのクラスルールで許可されている場合を除き
仕様を変える事は出来ません
- (b) 日常のメンテナンスや修理は 元の形状,特性,機能を損なわない範囲で
行う事が出来ます 製造番号,登録 ID 記章は読み取れる状態を
保たなければなりません

C.10.2 識別

レース公示で規定されている場合 各カイトは国旗及び国籍識別を表示
するかもしくはレース公示に示されたその他の方法で識別を表示する事

C.10.3 セイルメーカーのマーク

個人の広告は **World Sailing** 広告規定に従って表示される必要が
有ります カイトのブランドマーク、モデル名、サイズ表示、の
識別が可能で有る事

C.10.4 WSCA 登録

各大陸選手権,世界選手権、オリンピック、及び他の主要競技会で使用する
カイトは **WSCA** 登録ステッカーを表示しなければなりません

C.10.5 制限 (カイトサイズ)

2024.09.01.以降男性競技者の使用する最大カイトサイズは 21.0m² です

C.10.6 2024.09.01.以降女性競技者の使用する最大カイトサイズは 19.0m² です

C.11 エキップメントの準備

C.11.1 制限

レース中に使用される艇体(ハル)とフォイルシステム及び
フットストラップの合計重量は **5.5kg** 未満であってはなりません

- (a) エキップメントは以下の手順に従って重量を測定します
フットストラップを付けた艇体(ハル)を水に入れ 30 秒間浮かせます
- (b) その後艇体(ハル)をひっくり返し更に 30 秒間浮かせ 10 分後
艇体を垂直に立て重量を測定します

C.11.2 補正重量

重量の補正の為のウェイトは **100g** 以下でなければなりません
艇体(ハル)の前方 1/3 のエリアに恒久的に取り付けなければなりません
大会テクニカル委員会の許可なしに取り外す事は出来ません

D 項一 艇体(ハル)

D.1 総則

D.1.1 寸法

	最小値	最大値
ハルの長さ/----- /		1550mm
ハルの幅 /----- /		500mm

D.1.2 重量

ハルの重量(フットストラップ/フィンを除外して) 最小値 2000g

D.1.3 素材(ハルの材料)

任意の材料が使用で出来ます

E 項—艇体(ハル)付属パーツ

F 項—帆装 (リギング)

G 項—カイト

G.1 総則

G.1.1 材料

- (a) ラムエアーカイトのみ使用可
- (b) アッパー及びローアー キャノピー(傘体)は織物素材で作られる事
- (c) 補強パーツ、バテン、テープ、はカーボン以外の素材で作られる事が許可されてます

G.2 制限

G.2.1 男性競技者：2023.01.01 以降に登録されたカイトは最大サイズは 21.0m²です 計測は地面に平置きで行います

G.2.2 女性競技者：2023.01.01 以降に登録されたカイトは最大サイズ 19.0m²です 計測は地面に平置きで行います

G.3 サイズと国籍識別

G.3.1 2023.01.01 以降登録されたカイトの場合 カイトの各端からカイトのセンターラインに向かって 1.00m のエリアは国籍又はその他の識別の表示の為のエリアと規定されてます このエリアに他の目的のデザイン要素を加える事は出来ません

G.3.2.1 2023.01.01 以降に登録されたカイトのメーカーによるサイズ表示はキャノピーの下部で IKA 登録エキップメント記章の近くに位置する必要が有ります キャノピーのトップ側にも表示する事のも出来ますが G.3.1.の定義のエリアとは明確に区別される必要が有ります

G.3.2.2 2023.01.01 以降登録されたカイトのメーカーによるサイズ表示は

実際に計測された(平置きでの測量)数値±0.5m² 以内で有る
必要が有ります

G.3.2.3 識別の字体に関して

商業的に利用可能な字体でキャノピーマテリアルと対照的な色で

“ヘルヴェチカ“字体と同等又はそれ以上読みやすい字体を使用する
事を推奨します 文字の高さは少なくとも 150 mmで有る
必要が有ります

- G.3.3** レース公示によりカイトの端エリアに国旗又はその他の識別を表示する
事が求められる場合が有ります 国旗や その他の識別は各カイトサイズ
に対して IKA が指定する方法で設計されます
トリミングしたり他の素材で覆う事は出来ません

発給日：2025.03.01

以前の版の発給日；2024.03.01

